

AUN通信

A = 安全運転管理者
U = 運行管理者
N = ネットワーク

安全運転管理者の業務に 「運転者に対するアルコール検査義務」 が追加！！



千葉県八街市で発生した事故を受け、安全運転管理者の業務に「運転者に対するアルコール検査義務」が追加されますが、どのようなことをすればよいですか？

令和4年4月1日～施行

改正は2段階に分けて行われます。
具体的な追加業務は下記のとおりです。



① 業務開始前後の運転者の酒気帯びの有無を確認すること。

原則：対面で目視により運転者の顔色、呼気の臭い、応答状況等を確認
対面での確認が困難な場合：携帯電話等の直接対話できる方法により確認

② 確認事項（下記事項）を記録し1年間保存すること。

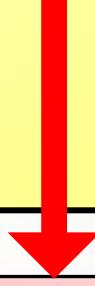
- (1) 確認実施者
- (2) 運転者
- (3) 使用車両の登録番号
- (4) 確認日時
- (5) 確認方法

確認事項は1
年間保存



- ア アルコール検知器使用の有無 ※令和4年10月1日以降
- イ 対面でない場合は具体的な方法
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

令和4年10月1日～施行



- ①運転者の酒気帯びの有無の確認は必ずアルコール検知器を使用して行うこと。
- ②記録事項にアルコール検知器使用の有無が追加されます。

検知器の基準

呼気中のアルコールの有無を音、色、数値等により確認できるもの

岡山県警察本部
交通部交通企画課



10月1日から、アルコール検知器の使用も必要となります。上記の基準を満たしていれば、特段の性能上の要件は問いません。